

第十三回 参議院労働委員会 會議録 第十三号

昭和二十七年五月二十八日(水曜日)午前十一時二十二分開会

委員の異動

本日委員大屋晋三君辞任につき、その補欠として木村守江君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 中村 正雄君
理事 安井 謙君
波多野林一君
村尾 重雄君

委員

上原 正吉君
木村 守江君
九鬼紋十郎君
一松 政二君
早川 慎一君
菊川 孝夫君
重盛 壽治君
堀木 謙三君
堀 眞琴君

國務大臣

労働大臣 吉武 恵市君
厚生大臣 厚生大正君

政府委員

労働政務次官 溝口 三郎君
労働省労働局長 賀來才二郎君
基幹局長 龜井 光君

事務局側
常任委員会専門員 磯部 巖君
常任委員会専門員 高戸義太郎君

本日の会議に付した事件

○委員長の報告

○公聴会開会に関する件
○本委員会の運営に関する件
○労働関係調整法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○労働基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○地方公営企業労働関係法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中村正雄君) 只今より会議を開きます。

○速記中止
ちよつと速記を止めて……。

○委員長(中村正雄君) では速記を始めて下さい。
去る五月十六日の労働委員会打合会におきまして決定いたしましたので、二十三日の委員会において御承認を得ました議員派遣等の問題に關しましては、その後、議院運営委員会におきましていろいろ論議がありましたので、改めて労働委員会委員長理事打合会を開きまして態度を決定することにいたしました。昨日打合会を開きまして協議をした結果、当初の方針を多少変更いたしましたので、審議日程に關しましては次のように決定いたしましたので、御報告申上げ、御承認を得たいと思ひます。

本日と明日、総理大臣並びに労働大臣及び政府委員が出席いたします。労働関係法の総括質問を行います。三十、三十一日は破壊活動防止法に關しまして法務委員会との合同審査を行います。六月三日札幌、六日福岡、九日京都におきまして、各三班に分けま

て出張して、地方におきまして実質上の公聴会を開きたい。それから六月十日地方公営企業、並びに集団デモ等に關する取締法案につきましても、地方行政との連合委員会を開きます。六月の十一日並びに十二日両日、労働関係法につきましても、公聴会を開きます。六月の十三日、労働関係法に關しまして、地方、人事両委員会と本労働委員会との連合委員会を開きます。六月十四日以降の日程につきましても、会期の延長と睨み合せまして改めて協議すると、かように決定いたしております。

○委員長(中村正雄君) 只今より会議を開きます。そうして出張の人員につきましても、第一班中村正雄、一松政二、堀眞琴、第二班中村正雄、重盛壽治、堀木謙三、安井謙、第三班中村正雄、村尾重雄、木村守江、菊川孝夫、で、第一班札幌、第二班京都、第三班福岡ということにいたしました。派遣の要求期間は第十三回国会開会中、第一班が三日間、第二班三日間、第三班四日間ということにしております。以上一応労働委員会委員長並びに理事打合会におきまして決定をいたしました点につきまして御報告申上げ、御承認を得たいと思ひます。御異議ございませんか。

○委員長(中村正雄君) さよう決定いたします。速記を止めて下さい。
午前十一時二十八分速記中止

○委員長(中村正雄君) 速記を始め

て。本日並びに明日におきます議事の運営につきましても、懇談会で協議いたしました結果を御報告して御承認を得たいと思ひます。

○委員長(中村正雄君) さよう決定いたします。ちよつと速記をとめて下さい。
○委員長(中村正雄君) 速記を始めて下さい。午前中の会議はこれで休憩いたします。午後一時から再開いたします。

○委員長(中村正雄君) 只今より休憩前に引続きまして委員会を再開いたします。

○委員長(中村正雄君) 御異議ないものと決定いたします。なお六月の十一日、十二日に開きます公聴会の公述人は労働者側、経営者側、各五名ずつと一応予定いたしておりますが、法案の内容によりまして、一応労働者側委員

員につきましては或る程度人員を増加しなくてはならないという御意見もありまして、この点と、最後に公述人の決定につきましては委員長に一任するというところで御異議ございませんか。

○委員長(中村正雄君) さよう決定いたします。ちよつと速記をとめて下さい。
○委員長(中村正雄君) 速記を始めて下さい。午前中の会議はこれで休憩いたします。午後一時から再開いたします。

○委員長(中村正雄君) 只今より休憩前に引続きまして委員会を再開いたします。

○委員長(中村正雄君) 御異議ないものと決定いたします。なお六月の十一日、十二日に開きます公聴会の公述人は労働者側、経営者側、各五名ずつと一応予定いたしておりますが、法案の内容によりまして、一応労働者側委員

労働委員会に出席せられたい。

昭和二十七年五月二十七日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣 吉田茂殿

こういふふうには正規の書面を出して、昨日内閣より、本日の総理大臣出席は所労のため出席できにくい、といううい連絡があつたわけであります。午前中の打合会に報告いたしましたというに、本日登院されたという閣下で、再度出席を要請いたしましたのであ

本日総理大臣は午後は所用のため出席できかねる、こういう回答がありましたので、本日午後一時から、総理大臣に対する質問を予定いたしましたしてプログラムを組んでおりました件につきまして、どういうように取扱うか、皆さんの御意見を承りたいと思います。

○重盛壽治君 この法案は非常に重要な法案であり、且つ所管大臣である労働大臣を中心にして審議をするよりは、もつと政治的な大きな国内情勢等から、首相がどのように考えているかということを先ず聞いて、基本的な考え方を首相から聞いた上で、改めて審議の段階に入つて行きたいと、かように考へて、首相の出席を要求するものであります。若し首相が来られないというところでありますならば、私は順序として、飽くまでも、首相の出られる日を、いつでありますか、それを聞いて、この法案の審議に入りたいという考え方を持っております。お願いいたします。

○委員長(中村正雄君) 重盛君から、総理大臣の出席を求めて、総理大臣の方針を聞いてから、本法案の審議に入りたい、従つて総理大臣の出席がある

までは、今までの組んだプログラムによつて審議を進めるわけには行かない。こういう発言がありましたかどうか。

○村屋重雄君 只今の重盛議員の御発言なんですが、私も同感であります。昨日の二十七日の政府の閣議において吉田総理から特に発言を求められて、破防法並びに労働関係各法の改正、地方自治法の改正等、これらの重要法案が、独立後の国政運営にどうしも必要

なもので、これの成立を期してもらいたいという発言があつたと思います。そこまで吉田総理みずからお考へになつてゐるようで、特にこの労働法規の改正、特に参議院におけるこれの審議がどれだけ重要なものかということをお慮になつて、これは当然出席し

て、これに当られるべきだと、こう思うのです。そこで何分忙しいかたでありますから、病氣でなくして所用ということでありますれば、予めいつ何時には出席できるということ、私は約束できるのじやないか、こう思う。そこで、強つて吉田総理が御出席になるまで、強つて、御出席なさるまで、

けれども、基本的な問題を先ず最終にやらなければならぬという重盛君の御意見ですが、それはまあ本日はそういう方針になつておつたが、それだけでは明日の審議もどうかと思われるので、総理の出席をできるだけ確約せしめて、審議ができるように取扱ふべきもので

○委員長（中村正雄君）　ほかに御意見ありませんか。

○安井謙蔵君　一応尤もな御意見だと思っておりますが、御承知のように非常に迫つた日程を合理的に組んでいることであります。

りますし、でき得る限り総理の出席は、与党の人としても努力している際でもありますから、その事情を汲んで頂いて、折角労働大臣以下関係官も見

えているのでありますから、この審議
だけは一つお進め頂きたい。これは是非
お願いしたいと思います。まあ
余り四角張らんで、これだけはおつし
やる言葉は御無理はない節もあると思
いますが、まあ一つやつて下さい。
○委員長(中村正雄君) 如何ですか。

○菊川孝夫君 日本の戦後の労働運動は、これは私が申上げるまでもなくすべてと言つては過言であるかも知れませんが、当時の占領軍の意向によつて多分に左右されて来たことは否めない事実であります。併し今後は講和條約も発効いたしまして、日本人み

ずからの手によつて解決し、健全なる葬送を期待しなければならんであります。そういふ矢先に当りまして、労働関係調整法ほか労働関係法の大改正案が本国会に提案されました。併し総理大臣吉田さんの今日まで労働問題に対する考え方につきましては、

数年以前の新年の挨拶以来の、何だか労働者としても了解に苦しむような点があるわけではありますが、その後、労働組合側といたしましては、総理大臣に、いろいろ問題に逢着いたしました。また、面会を求めまして、そうして、これももう過去のようないきよめ上げ

ようというより、本
 当に代表者を挙げまして、そうして今
 直面している労働問題の要点を話をし
 て、それが解決のために一つ努力を要
 請しようとして、何回も当つたのであ
 りますが、いずれも總理の容れるとこ
 とならず、遂にそういふ企圖が何回

も計画され要求されたにもかかわらず実現しなかつた。なお又総理大臣が参議院の各常任委員会に対する出席につきましても、総理に対する出席を要求

するの聲が、各委員会においてたびたび出るのでありますが、予算委員会を除きまして殆ど常任委員会に出席されておられない。過去の実績を見ましても殆ど出席されない。こういう重要法案がかかりまして、而も先ほど申し上げましたような非常な労働問題に対する今

までとは違つた観点で、お互いに取組まなければならぬ矢先に、重要法案が出てゐる。従つてこの際に総理の最高方針を一つ聞いて、そうしてその上に立つて法案の審議をしなければならぬというのが、参議院としてもこれは当然な情勢だと思ふのであります。と

ところが、ここでいつも要求しても、所
 労であるとか所用であるとかと言つ
 て、常に総理の出席が得られないので
 ありますが、そこで安井君の言われる
 ように、所労であるからという通告を
 受けて、そのまま止むを得ぬと言つて
 いたのでは、それが癖になつてしまつ

て、もう総理は全然常任委員会に出るものではないということになつてしまふ。幸いにいたしまして自由党のほうも会期も切迫いたしました早くこの法案を審議したいという御希望があるならば、こういう機会こそ総理が出て来て所信を披瀝して、この法案を提出

するに至つた政府の真意を十分説明されるのが本当だと思つてゐます。又政府の総理が常任委員会に出るのを嫌つてゐるようでありますし、又政府のほうでもわざと出させないような、繼續の氣まを許してゐるという印象を感ぜてゐると思つてゐます。こゝに於いては、

際に政府は、総理は常任委員会の要求があつて、そのほうに都合の付く限りは出るのだという辯を付けさせる必要があると思つておられます。

かかように考えますので、重盛君が先ほ
か言いましたように、憲法が御
由からいふ思ひの通りである以上、
案を早く審議を促進してもらいたい
という政府の意向であるならば、総理
からこの法案と取組んで、審議を促
進するという方途を講ずべきである、

出席ないやうであつたならば、本日午後このまま散会して、そうして改めてスウェーデンを組み合すとか、そういうふうな御考慮願ひたいと私は思ひます。

○堀木鐵三君　私ほかの委員の言われたことに尤もだと背くのですが、まかりしては、

の委員の餓れられなかつた一点で、総理大臣がこの労働委員会には、どうしても出て来る義務があるのだ。それは国会法の関係から言いましたか、そうでなしに、今度は、別な実質的な面から申上げる。それは今度の労働法の改正は、総理大臣がみずから

選んだ政令諮問委員会の答申に源を發しているのです。政令諮問委員会では彼自身が、労働關係の諸法令について再検討する余地はないか、こういうことで以て答申ができて、爾後こゝまで来た状態なのであります。そうれば、その発議者たる総理みづから

ところが、私は非常にこの法案を審議して行く上に重要な要素を持つてゐる。労働問題を知らない総理大臣が、珍らしきそういう発議をした異例に属するものであります。何らかの考えがあるにせう。

しても出て来られる必要がある。法案の審議にとつては必要な問題である。こういうふうには私は考えると同時に、総理の普段の行儀について他の委員から触れられたが、私としては総理大臣もいろいろほかにも公務があるだろう、怠けられてゐることも知つてゐるが、ほかにも公務もいろいろ忙しいだらうといふこともお察しするので総理自身が極く近いうちに出て来るといふような確約があれば、今日の問題について皆さんともう一遍御相談願つて頂いていいのじやないかと思ひます。が、出て来るか出て来ないかわからない状態で、そうして所務のためだとか何とかという状態で行くといふ料簡では、ちよつとこの問題に関する限り困る。この点、まあ折角労働大臣が出ておいでになるのだから、労働大臣は総理大臣を引張り出す行為能力ありや否や、これは別問題ですが、御意思が、私としては確言できるといふようなお話があり、それがいつだといふこととなり、皆さんにもう一遍再考して頂く。これでもいいじやないかと、こう思ふのであります。

○委員長(中村正雄君) 労働大臣から発言を求められております。

○國務大臣(吉武憲市君) 皆様の御意見御尤もでございますが、実は本日は先ほど御返事を申し上げましたように、所用がございまして、出席のできません。これは甚だ遺憾に存するわけであります。御審議のうちに、何とか一つ総理にお話して御出席を願ひたいと思ひますので、いつといつて今ここで、日にも時間等を申上げるところには至つておりませんが、私に行為能力ありや否やは別といたしまして、皆さんの御

意見に従ひまして、一つ努力をいたしますから、本日のところは一つ御審議を進めて頂きたいと思ひます。

○堀木謙三君 今のお話があるとする、そういう審議のうちで、いつ出て来てほしいといふふうなことがないと思ひます。逐條審議に入つてから総理が出たつて、これは総理に本當の能力がないのですから、だから来たつてしようがない。それが審議に大きな影響があるとは思へない。ですから、どうしても、お出になるとすれば、よほど逐條審議に入る前でないか、駄目だと私は思ふのであります。が、そういう点についてもう一遍、どういふふうな委員長としてお取計らいになるか、御相談願ひたいと思ふのであります。

○堀木謙三君 逐條審議に入る前に総理の御出席を願ひたいと思ふのは、先ほど重盛君から提案された趣旨に、もとのではないかと思ふのであります。何といつても今度の労働法規の改正法案、地方公営企業労働関係法というものは、非常に重要な法案であり、政治的な意義を持つた法案でありますから、やはり総括質問に入る前に、一番最初に総理の考え方を聞いて、その上に立つて総括質問をするのでなければ、私は無意味だといふ工合に考えるのです。それで、若しなでしたら委員長と、労働大臣も出ておられることですから、例えば明日の午前中出られるとかというふうなことを、向う側と折衝してきめて頂いて、その上で総括質問に入るということにしたらどんなものでしょうか。

○重盛壽治君 大体今の御意見で異議ありません。異議ありませんけれども、最初私が申上げたように、この問題はただ労働法規の改正という問題だけでなく、いやがらせやなんかで言うのでなくて、本当に総理大臣として、どういふ考え方を持っておるかといふことをはつきり掴んでからだと、法案を審議する委員自体としてはしようがないのじやないか、こういうふうな考えをします。ですからその間に、労働大臣に質問する一般質問がありますれば、私は敢えて阻止するものではありませんし、明確に明日の午前中なら出るとか、或いは明日の午後なら出るとか、はつきり今日あすのうちに出来るというところが明確になつて来ないと、審議の順序が立たないのじやないか。そのくらの熱意とそのくらの工作は、自由党のほうでもやつて頂かんと、この法案を審議する過程においても、やはりいろいろと障碍が起つて来るのじやないかと考えられるのでありますから、出発から軌道に乗せてやれるように、御尽力を願ひたいと思ひます。

○委員長(中村正雄君) 一応委員長といたしまして、議事運営の上から考えた意見を申し上げますならば、この前の理事会なり全員打合せにおきまして一応のスケジュールを組みましたときに、各委員の御希望もあつたわけでありまして、内容につきまします質疑等につきましては、労働大臣なりその他政府委員で、或る程度の満足な運営はできると思ひますけれども、今の政府の重要政策の一つである労働関係法については、一応政府の代表者から、方針なり、今後の政策につきましまして一応の質疑応答をやらなくちゃいけないといふことで、審議に入りまする初日に総理大臣の出席する予定にいたしておつたことも、御了承の通りであります。

從つて一応十三日までの日程を組んでおりますが、総理大臣の都合のいい日に出来るというのでは、今組んでおります日程が、全部うまく参りません。從つてやはり本日は、遅くも明日出られなければ、ほかの審議の日では、もう一度審議の日程を組み直さなくちゃいけないといふことがありますので、委員長といたしましては、本日出られないといふことは、今後の運営につきましまして非常に障碍を来します。こ

ういふふうな考えるわけでありまして、併し現実に来られない、現在出席しておられないといふことになりまして、今後の運営をどうするか、一応休憩いたしまして協議いたしたいと思ひますが、御異議ございせんか。

○委員長(中村正雄君) では暫時休憩いたします。

午後二時一分休憩

午後二時二十三分開会

○委員長(中村正雄君) 休憩前に引続きまして委員会を再開いたします。これより労働関係調整法等の一部を改正する法律案、地方公営企業労働関係法案、労働基準法の一部を改正する法律案、以上三案に関する審議をいたします。本日総理大臣が出席されませんので、一応内閣の代表として労働大臣に、今後の運営につきましまして委員長から、総括的な質問をいたします。

第一は、御承知の会期は六月六日までであります。本日正式にこの三法案が本委員会に付託になつたわけで、ところが国会と内閣の関係をみますると、会期は国会が自主的にきめて、法案は政府が勝手に出す。形式上はこうなつておりますが、一応実質的に考えました場合、あと十日間の日程で、今の政府の重要政策でありますこの三つの法律案が円満に審議できるということは、常識上誰しも想像できない。從つてこの法案につきましまして、会期の関係で政府はどういう見直しを持つておるか、どういふお考えをお持ちなのか、一応労働大臣から御答弁願ひたいと思ひます。

○國務大臣(吉武憲市君) 私どももいたしましては、会期中にこの法案の御通過を願ひたいと思ひまして、急いで立案をいたしました。が、いろいろの事情で遅れて誠に申訳なかつたのであります。只今の委員長の御意見でございますが、私どももいたしましては、できるだけ会期中に、御無理だとは思ひますが、一つ御審議を願へないものであろうかといふ点を、重ねてお願いをいたしたいのでありますけれども、この法案は、万一会期中では審議が足りないといふことであれば、多少の延長をいたしまして、是非ともこの法案は一つ御審議、御通過を願ひたいのでございまして、その点を申し上げておきたいと思ひます。

○委員長(中村正雄君) 一応この委員会といたしましては会期の関係を度外視いたしまして、大体十三日までの日程を組んでおるわけでありまして、一応六日まで切れます会期につきましまして、形式的な答弁は別といたしまして、労働大臣も衆議院に席を置かれて、衆議院議員であります関係上、一応どのくらい審議が要するといふことの見通しは付き得ると思ふので、從つて具体的にどの程度の会期延長をお考えになつておるか、答弁願ひたいと思ひ

ます。

○国務大臣(吉武憲市君) これはなかなか、今から私、何日ぐらいでということば、私自身も見当がつかないわけでございます。当初私も提案をいたします際に、参議院と官房長官が御相談申し上げた際に、五月十日までに、重要法案、即ち労働法も含めて御提案を願えば、何とかしようというお話し合いであつたということで、実は徹夜作業いたしまして十日に提案をしたわけでございます。大体こちらの御審議を願う御予定も、従いまして二十三日に説明をさして頂いたわけでございますが、普通の法案と違ひまして、お話のごとく重要法案でございますから、そう短時間のうちでということも無理でございますが、一つ十分御審議を願えぬことは止むを得ぬと思ひますが、できるだけ一つ急いで御審議を願えるよう、御努力をお願いしたいと思います。従つて日にちにつきましては、何日ほど延長すればいいかという点は、私にもちよつとわかりかねますので、一つ十分皆さん方でも御相談をお願いしたいと思います。

○委員長(中村正雄君) 只今の労働大臣の御答弁がありました。政府なり或いはその他の関係から、労働関係法の審議を促進願ひたい、会期中にできるだけやつてもらいたいという委員長に対する要望もあるわけでありまして、お作りになりました労働大臣自体が、どのくらいの審議期間があればいいかわからないというふうなお考えであつて、これを提案された委員会といたしまして、労働大臣でさえもわからない審議の期間が、この委員会であるかというところもちよつと考え方が

おかしいと思ふわけなんです、従つて我々としては、この法案につきましても、慎重に公平にできるだけ促進するという態度はとりたいと思ひますけれども、政府のほうにいたしまして、少くとも、衆議院のほうで、やはり政府が要請するのでなくして、衆議院自体がきめるわけでありまして、衆議院におきましては、衆議院で会期延長の意思が与党でありましても、やはり政府の意思が与党でありましても、自由党の意思によつて代表され、決定されると思ひますので、参議院における審議を十分やり得るような日程の会期延長をきめて頂きたいということ、委員長として労働大臣に希望申し上げておきます。

もう一つ基本的にお尋ねしたい点は、今までの労働関係法並びに労働関係に對する政策なり法律につきましまして、これはすべて現在の憲法に優先いたしますと共に、関係方面の意思によつて左右されておつたわけなんです。従つて憲法に保障されておりますいふ基本的な人権ということも、憲法以上の力によつて制限を受けておつたわけでありまして、それが独立の日を迎えたら、当然さういう憲法に受けておりました制限は除去されまして、その制限によつて受けておりました労働関係に對する憲法の保障する諸権利というものが、当然制約を解除されるというふうに考えられるわけでありまして、出されております労働関係法なり或いはその後の政府の労働政策を見ますと、占領下におきます以上、基本的人権なり、その他の諸権利に對しまして制約を受けるような方法がとられておる。これは

一体どこに根拠を置いてやられておるのか。内容に入らずに體面的な問題として御質問するわけですが、労働大臣の見解を承わりたいと思ひます。

○国務大臣(吉武憲市君) 私ども実は、この法案を出します上におきましても、最初提案の説明に申し上げたごとく、独立後において労働者の基本的権利はき得る限りこれを保障すると共に、今後の日本の自立経済達成の上、労働協力をしてできるだけ紛議を平和的に解決する措置をとりたいという趣意を申し上げたのが基本でございます。従ひまして、私どもは占領下に置かれたといふ／＼な諸施策よりも、なお基本的制限をよりきつくるという考えはございません。これは曾つて本委員会でも堀木さんから御質問がありました際に、私もこのことは申し上げたつもりでございます。立案の際にも実は相当この点は考慮いたしておるわけでございます。これは御審議頂くうちに私どもの考え方というものをお理解願ひするのであらうと思ひます。従つてお尋ねでございますが、基本的に申し上げますと、占領下よりもむしろ基本的な権利で回復すべきものは回復の努力を払うという意図の下に作つておりますので、御了承頂きたいと思ひます。

○委員長(中村正雄君) 一応、運営につきましまして、今後の方針についての質問は私はこれで終つておきますが、本論に入る前に、今申し上げました今後の運営について、御質問があれば発言を許したいと思ひます。御質問ありませんか。

○重盛善治君 会期の延長の見通しもまだはつきり付いておらない。従つて

いつ幾日までには上げなければならぬということにもなつておらんように考えられますが、先ほど決定したその方針によつてやるということば、あすの朝からやる人の準備等もきまつておればいいが、まだ準備ができていない人は今晩中にでも準備をしなければいけませんので、私は今日はこれで休会にして、そうしてあすの朝、先ず首相に来てもらうことを今日から要請してもらつて、それがあすの朝、来れない場合は、何時からということでも結構ですから、その方法にして、あすの午後には首相が来るということであれば、あすの朝は十時から先ほど決定したプランで進めて行くという方法をすることが一番正しい方法じゃないか、私はさういふ動議を提出いたします。

○木村守江君 只今の重盛さんの御質問は、労働大臣に対する質問ではないと思ふのです。さういふ点から、これは先ほど委員長が語られましたように、この委員会の運営に對する質問は、私は先ほど申し上げたので、労働大臣に對する質問続行を始めてもらいたいと思ひます。

○委員長(中村正雄君) 運営その他、本法案以外につきましては御質問ありませんか。

○堀木謙三君 私この機会に一つだけ明らかにしておきたいと思ふのです。この労働関係法の審議をお急ぎになつていただくわけが、会期が延長されてから御提出になつたもので、私どものわからないのは、重要法案なら、そして何とか会期中に上げなければなら

ないというふうな法案ならば、実は会期延長前にお出しになつて、そしてやるべきだつた、誰が考えてもわかるのですが、本委員会としても、率直に申して衆議院は昨日上げたわけなんです。参議院は今日取上げて直ぐということば、実に委員長がどういう御都合か、御熱心だと私は思ふのですが、まあさういふような情勢なんです。から、この法案を会期中に、今回の一カ月の延長の期間中に上げたいということば、先ほど委員長も言われたように殆んど不可能、と同時に、従来の会期延長のごとく二回、三回目になつて来ると、極く僅かな日数でできるかという、今の状態で、私は本当に、経験者でなくとも、常識があつたら無理だと思ふことはお考えになるだらうと思ふのです。従つて我々自身は無論議員の職責として努力をしていますが、余ほど会期の延長についてでも大幅な延長というものを考えておかれる必要があると思ひますが、と同時に、余ほど我々も勉強し、政府当局も勉強されなければできない問題だと、こう考えますが、さういふ点についてどうお考えになつてゐるか、一言だけ承わりたいと思ひます。

○国務大臣(吉武憲市君) 会期が延長されまして提案をしたことは誠に申訳ございません。ただこの問題につきましては、先ほど申し上げたごとく、参議院の議員等と官房長官が相談をいたしました際に、会期延長後に……このたびこの労働法案も含めて御審議を願わなければならぬからということば、若し十日までに提出するならば、何日ぐらいの延長にしようということば一応延長がきまつていたように私ど

も聞いていたわけです。従いまして、先ほど申し上げましたごとく、たしか六日に閣議決定をいたしまして、所要の手続をとつて十日までというお約束を若しとられるならば、それは又参議院のほうからいろいろ御議論が出るであらうからということ、実は徹夜作業をして十日に提案したような次第であります。従つて十日に提案をして、六月六日までの約一カ月の日にちの半分を衆議院で戻し、半分を参議院でということ、衆議院のほうも十四日間の審議ということで二十四日に上げることを決定した次第であります。従つて二十四日の日も非常に遅くなりましたが、二十四日に上げなければならぬという点は、実はその点に閣連があつたわけでありましたが、遺憾ながら今週に持ち越されたわけでありまして、従つて一応参議院のほうも二十三日に御説明申上げまして、約二週間ということ、まあ六月六日までに一応御審議願えるだろうという心算であつたわけでありまして、併しこの法案は相当重要でございまして、審議に多少の時間を要するということも私は無理からんことだと思ひますので、でき得る限り会期中に御審議願ひたいのは山々でございますが、若し万一延長がございまして、従つて衆議院も二週間で上げましたのでございまして、その点をお含みの上、一つ御考慮を願ひたいと、かように存じます。

表されておりますゼネスト禁止法案というのでありますが、政府のほうでは一つ大体重要法案が片付くということになると、又次の会期延長をして、こういうような大きな法案を出して来るというような戦術をとられるのであります。と言ふのは、先ほど申し上げましたように会期が延長になつてから、これは通常国会は百五十日の期間のあり会期でございまして、もう昨年あたりこの法案なんかは提案されまして、そうしてやつて来るのが本當で、会期延長になつてからこういう法案を出して来る。そうして今後又会期延長というふうなものを出す意向があるのかどうか。それから閣議におきまして、そういうことは話題になつておるのか。或いはすでに決定になつておるのかどうか。このゼネスト禁止法案について先づ一つ会期延長と密接な関係がある、又この法案の審議と共に密接な関係があるので、この点について伺ひたい。それからあの発表は木村法務総裁の個人の見解であるのか、或いはあの発表は木村さんが想像されてあつたことを発表されておるのか。労働大臣は非常に關心をお持ちになり、又相談を受けておるだろうと思ひますので、お答えを願ひたいと思ひます。

要であるかないかということになりまして、私は或いは必要ではなからうかと思ふのでありますが、併しいわゆるゼネスト禁止法につきましては、目下法務府において慎重に検討中でございます。従いまして、そのために会期を延長するということ、私は先ずなにと考へておるわけでございます。これは今から出すと出さないとかいうことは、私ここで申し上げかねます。が、慎重に検討しておるわけでございます。その点は一つ御諒察を願ひたいと思ひます。

○菊川孝夫君 今の御答弁によりまして、会期延長を、ゼネスト禁止法だけのために会期を延長するということとあり得ないけれども慎重に検討してゐるということ、本国会に提案しよう、又会期の延長その他によつて通過の見込みが立つという事になつたら提案しようという意図の下に検討されているのであります。将来の問題として、将来又そういう事態になつた場合には、臨時国会でも召集して提案しなければならぬというので、研究問題としてやつておられるのか。この国会を目標として会期延長にでもなつたらそれを提案しよう、こういう意図の下に検討されているのか。どちらでございますか。

○國務大臣(吉武恵市君) 目下研究をいたしてゐるところでございます。

○菊川孝夫君 研究というのとは、その意味の研究でございますか。それはただ学問的な意味の研究という意味でございますか。それともこの国会を目標としての研究かどうか。この点をお伺ひしてゐるのです。

○國務大臣(吉武恵市君) 勿論法務府

のほうにおきまして、事態の推移を見て、若し必要があれば出さなければならぬだろうという意味で検討いたしておりますけれども、出すか出さないかということも……そうして若し出すとしても、どういふふうな構想でなければならぬかという点も今検討しているわけでございます。その点につきましても慎重に検討をしてゐる段階でございます。

○菊川孝夫君 それでは、労働大臣としてこの国会に出す必要を認めてゐるか、認めておらないか、この点についてお伺ひします。閣議等におきましてあなたの意向は、これは大きく反映すると思ひますので、この点についてお伺ひしたい。

○國務大臣(吉武恵市君) これは法務府の問題でございます。私からちよつと代つて話すというわけにも参りませんが、先ほど申上げました言葉で一つ御了解を願ひたいと思ひます。

○菊川孝夫君 そうすると、これはくどくは尋ねませんが、都合によつたら出て来るかも知れない、こういうふうに考へてよろしうございしますか。

○國務大臣(吉武恵市君) さようにおとりにならないで、慎重に検討をしてゐるというふうな……(笑聲)

○菊川孝夫君 私はなぜくどくというこゝを申上げるかという、この法律案を審議するに當つてこれは密接な関係があるわけですから、従つて今後の審議の見通しと、会期延長との関連について労働大臣に質問をせよといつて委員長は時間を与えられたので、私はこれと密接な関係があるからお尋ねしてゐる、というのは、あと、そういう問題が出て来るということになると、そ

れと並行して考へなければならぬと思ふ。こいつを全然切離して、労働関係調整法とゼネスト禁止法と全然切離して私は審議するわけにいかんと思ふ。これはどうしても密接な関係がある。これはどうにか通つてしまつた、そしてこれが又出て来たということになりまして、これは非常に困るというので、又これは出す場合には自分の間は出て来ないのか、研究課題として研究してゐるという形ならその形で出て行かないことならば、我々はそのつもりで、やはりそいつは委ねるものがあつたらそれに委ねて、そうして労働関係調整法の問題は簡潔簡単にやつて行つたらい。こゝういふふうには私は思ふので、そこをお尋ねしてゐるわけですが、そこを一つ慎重に研究してゐると言つてしまつておられる。私は国会において、現状において、少くとも現在の状態において対処すべく、そういう立案を急いでゐるのかどうか。それから又或いはこゝういふ事態が来るかも知れない。来たつて泥縄式にできないから、一つ広く學者の意見も資料も集めて研究してゐるというふうな程度のものであるかどうか、こゝういふ点をお尋ねしてゐる。どつちか一つはつきりと、これはしてやらんと……これは閣議においても当然話にもなり、労働大臣としては俺は知らん、法務府でやつておるのだというので無関心では困る。私は無関心ならば明日にでも一つ法務総裁に、木村さんによく聞いて審議し、それから進行模様、どういふふうなあり方をしてゐるのかといふくらいは、はつきりと一つお答えを願つておきたい。

○國務大臣(吉武憲市君) 菊川さんのお言葉も御尤もでございます。この法案とは違いますが、関連のある問題でございますので、私が発言いたしましたのも勿論それを考えて申し上げているわけでございます。従いまして、こういう問題はそう軽々に取扱われるべき問題ではございませんから、政府としても慎重に検討を続けていくという段階でございますので、御了解を願いたいと思います。(笑聲)

○村尾重雄君 今の点で、菊川君の御質問に対する御答弁に対しては、一つだけお尋ねしておきたい。事態の情勢如何で慎重に考慮するというのでなく、この法案の例えば成立、修正、それから今度はお尋ねすると、強制調整の如何においてそういうゼネスト禁止法を出すか、出さないかのお含みを持つていかどうか、伺っておきたい。

○國務大臣(吉武憲市君) 実は御承知のように、最初私も考えましたときに、五十日の緊急調整という問題で大体行けると思っておりますが、併し又そうでなくて、国民生活に非常な脅威な事態になつたらどうするだろうかという点で、最初は労働大臣の制止権並びに或いは強制調整という、仲裁というようなことも考えましたけれども、そういう問題はまあ労働問題として異常の問題ではないかというところから、これを外しまして、まあ労働問題として最悪の場合も、この緊急調整で何とか労働問題なら片付きやしないかというつもりでいるわけであります。それならば、そういう緊急非常の状態というものが全然ないか、あるかという問題になりますと、これは将来の問題でございますして、なか／＼簡単

にないとは言ひ切れません。併し今日の労働組合は御承知のように戦争直後と違ひまして、だん／＼健全化に向いつつある状態でございますから、そういう点も十分考慮して検討すべきものではないだろうかというところで、今慎重に検討しているわけですから、出さないと、ここで言明するわけに参りませんが、そういう点と見合せて慎重な態度をとつていくという点をお含みを願いたいと思います。

○菊川孝夫君 もう一つそれについて労働大臣に言つておきたいのは、明日の総理出席について労働大臣も委員長と共に御努力になるのでありますから、そういうことは私は率直に申し上げます、ましていいか悪いかは別といたしまして、これは新聞でも一流新聞が書いてあることであります。吉田総理大臣のことをワマンといつていくくらいであります。吉田さんのお考え如何によつてはこの法案が急速に具体化する場合もあるし、又そういう必要を認めないというふうな吉田さんが御判断された場合には、研究課題として長く研究目標になる場合もあり得ると思ひます。そこで私は総理大臣に出てもいいというところをいうのは、現在の事態をどういうふうな総理大臣が認識をし、これを把握しているかという点についてお聞きすると、おのずからこの点も明らかになつて来ると思うのですが、今の労働大臣の御答弁ではどうも明確を欠きまして、時と場合によつては出さずとも知れないというふうなものとれまするし、まあ当分は出さないといいようにも、とれるのであります。私はどう考えても二條にとれると思う。そういう点をやはり私は、総理

は先ほど冒頭に申し上げましたように、旧憲法下の総理大臣よりも新憲法下の総理大臣の権限がこれは大きいことは申し上げるまでもございませんし、特に吉田さんの閣内における発言力という点で、吉田さんの意思を遂行するのうに閣議はその方向に向かうというのには非常に強く、これはいい悪いとは別といたしまして、そういうふうなことは私は国民誰でも知っていることなのでありますから、隠す必要はないと思うのであります。そういうことをいふと、総理に出てもいいと……そういう重要な問題は今暫々に労働大臣としても答弁できないというお話でございます。都合によつたら我々は秘密会でも、議員だけでも結構だから、そういうこともお漏らし願いたい。そういうことも必要だと思ふ。そういうものを含めましていろいろ聞きたい点がある、そういう極端なことを、労働法の一、二條の重箱の底を突くようなことをお尋ねするのでなしに、本當に基本的な問題についてお尋ねして、そして所信を明らかにしておきたい。そしてこの法案審議の重要な質問として一つの政府の意向を知り、その上でこの法案を取り上げたい、こういうふうな考えているのですから、是非総理に、今の答弁でも大体明らかにいたしましたように、一つ絶対明日は御出席願うように御努力をお願いしたいと思ひます。

○委員長(中村正雄君) ほかにございませぬか。なければ議題となつております三法案につきまして、午前中の委員会が決定いたしました順序に従つて発言を許します。

○早川慎一君 ちよつとその前に……今日若しここに準備されているか

たがあれば……。実は私は明日のつもりでまだ質問の整理をしておりましたから、与えられた時間が余るかも知れませんが、その点如何ですか。

○委員長(中村正雄君) 速記とめて。(速記中止)

○委員長(中村正雄君) 速記始めて下さい。

本日はこれにて散会いたします。明日は午前十時から開会いたします。

午後三時一分散会

五月二十四日本委員会に左の事件を付託された。

一、廣島県吳地区英連邦軍関係日本人労働者の取扱に関する請願(第二二四号)

一、派出看護婦職業紹介に関する請願(第二二八六号)

一、公共企業体労働関係法撤廃等に関する請願(第二三三三三号)

第二二四号 昭和二十七年五月九日受理

廣島県吳地区英連邦軍関係日本人労働者の取扱に関する請願

請願者 廣島県吳市長 鈴木術

外一名

紹介議員 山田 節男君 岩澤 忠恭君 團 伊能君 平林 太一君

府県よりすること、(二)やむを得ず直接雇ふ場合は、給与条件を米軍関係労働者なみとし、日本の関係法律を適用すること、(三)雇ふ関係変更の際に失業者を出さないこと等について格段の考慮を払われたいとの請願。

第二二八六号 昭和二十七年五月十二日受理

派出看護婦職業紹介に関する請願

請願者 東京都中野区文園町三八日本看護婦紹介事業協会内 横澤たつ

紹介議員 中山 壽彦君

派出看護婦職業紹介業者は、職業安定所の補助機関として、利害を超越して業務を運営しているが、さきの職業安定法一部改正によつて、業者の乱立が予想されるから、申請人の人格、経歴、社会的信用、経済的能力等を十分に検討の上、無能な業者を許可しないよう考慮せられたい。また一箇月以上同一求人者に雇はれた場合も手数料を徴収すること、事業継続の申請手続の簡素化等について格段の考慮を払われたいとの請願。

第二三三三三号 昭和二十七年五月十三日受理

公共企業体労働関係法撤廃等に関する請願

請願者 秋田市榎山長沼町因鉄労働組合秋田支部内 渡部勇吉

紹介議員 内村 清次君

労働関係法は、一本の法律体系において規定されることが望ましく、事業の性質、公共性または公益性等から、その取扱については若干の差異を附する

としても、統一法規の中で定めるべきものであるから、公共企業体労働関係法を撤廃して、公共企業体の労働者にも一般組合法を適用せられたい。なお現在考慮されている労働組合法の改正は、労資関係に不当な干渉を加えるものであるから、この改正を取り止められたいとの請願。

五月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。(予備審査のための付託は五月十日)

一、労働関係調整法等の一部を改正する法律案

一、労働基準法の一部を改正する法律案

一、地方公営企業労働関係法案

昭和二十七年十月三十一日印刷

昭和二十七年十一月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局